

仙北市第3次男女共同参画計画（概要版）

～ ともに輝く社会へ認め合い助けよう理解の輪 ～

1 計画の趣旨

本来、人は誰も生まれながらに与えられた性別にかかわらず、自身が希望する生活を選びたいと願っています。仙北市が目指す男女共同参画社会は、それぞれが希望する生活の実現にむけて、互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合い、個性と能力を十分に発揮できる豊かな活力ある社会です。市民、事業所、団体等とともに、多様性を重視した男女共同参画社会づくりをすすめるため「仙北市第3次男女共同参画計画」を策定します。

2 計画の位置づけ

- 「仙北市第3次男女共同参画計画」は、仙北市の男女共同参画の形成の指針です。
- 女性の職業生活における活躍を推進する「仙北市女性活躍推進計画」と一体的に計画します。
- 配偶者暴力防止法に基づく男女間のあらゆる暴力の防止についての計画として包括します。
- 「第2次仙北市総合計画」はじめ、仙北市行政計画には、男女共同参画の視点に基づく目標が掲げられています。それぞれの計画との適合性を図ります。

3 計画の対象

仙北市住民、仙北市内事業主、雇用者、団体構成員、来訪者を対象とした仙北市に関係する全ての方々

4 計画の期間

平成29年度から平成33年度（2017年度～2021年度）までの5年間

5 基本的視点

男女共同参画は全ての人に関係しています。しかし、そのことに気づかない場面が今日でも多くみられます。男女共同参画の視点は、家庭、仕事、地域、生きることすべてにおいて不可欠であり、その実現のためには、女性だけの問題ではないという視点が大切です。

- (1) 男女が互いの人権を尊重すること
- (2) 男女が協力し、互いの活躍を応援すること
- (3) 男女が互いに安心・安全な環境に配慮すること
- (4) 「小さな国際文化都市」の実現に向けて、男女共同参画を推進すること

6 計画の理念

「男女が社会の対等な構成員として互いにその人権を尊重し、性別にかかわらず、自らの意思で人生を選択し、個性と能力を十分に発揮でき、喜びも責任も分かち合える社会の実現をめざします。」

7 基本目標

仙北市第2次男女共同参画計画に掲げた施策の成果と、平成28年8月に実施した女性の活躍推進アンケート調査の回答結果から現状と課題を整理した後、次ページに掲げる4つの基本目標を定めました。本計画に基づいて総合的に施策を展開していきます。なお、この計画上においては、性の多様性の観点から「男性」「女性」「男女」の表記は、法律に基づく事項を除き、一人ひとりが自認している性別として解釈できることとします。

計画の基本目標

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会への意識づくり

近年の異常気象や災害、国内外の情勢の変化は、過去の経験則では図りきれないほど大きな影響を受け、地域でも本格的な少子高齢化がすすんでいます。私たちの周辺でも使用する電気機器、就業のための道具、どれをとっても発達、細分化され、人と人との関係性も多様化しています。しかし、長い時間をかけて形づくられてきた地域の慣習や固定的な性別役割分担の意識は、今でも時折みられるようです。もしそれが、あなたやあなたの大切な家族の生き方の選択肢を狭めているとすれば、皆で考える必要があります。全ての人が、互いを一人の人間として認め、個性と能力を尊重し、自立する精神を育むことは、生きていくために欠かすことができない意識です。経済活動も社会活動も人間が行う行動ですから、人が考え、動くことの一つひとつが基盤となって、はじめてまちも経済も活性化することを念頭に、全ての人々が大切にされ、活かされていく男女共同参画社会の実現を目指します。

基本目標Ⅱ 職業生活における男女の活躍推進

自分自身の意思で就労している、または、今後、就労したいと考えている人たちが職業生活でも活躍できる場を整えることが一層大切です。事業所等において、性別の違いで職種や役職が制限される、あるいは、家庭での役割分担の仕方です仕事の選択肢が狭まるなど、その人が持ち合わせている資格や技能が活かされていないとすれば、本人、事業主、そして地域にとって大きな損失となってしまいます。これは、農家や商店等での自営業主と家族従業者の間でも同じと言えます。互いの役割を確認し合い、考えることで、業績の変化と好転のきっかけになる新たな発想が生まれるかもしれません。

一人ひとりが、大切な人材です。今後も多様化する市場に対応していく必要性からも、就労について意思や意欲を持つ人たちが、性別や年齢、身体上の理由、生活環境に関わりなく、個性と能力が発揮できるように、経済団体や農業団体、事業所等と協力して、それぞれが実施する環境整備のための施策を推進します。

※用語説明

秋田県男女イキイキ職場

秋田県では、女性も男性もイキイキと働くことができる職場づくりを進めるため、協定を結ぶ事業を行っています。宣言をした職場では「女性の能力の活用」や「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」等に取り組んでいます。

ポジティブ・アクション（積極的改善措置）

「積極的改善措置」とは、様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していくものです。積極的改善措置の例としては、審議会等委員への女性の登用のための目標の設定や、女性の登用の促進等実施されています。法律では、積極的改善措置は国の責務として規定されています。

基本目標Ⅲ 健やかな暮らしの実現

家庭には、仕事が主に2つあるといえます。ひとつは、家族の衣食住を担う家事、介護、看護、育児等です。もうひとつは、家計を支える就労です。どちらも自分自身や家族が、自立して生きるための大切な時間です。むしろ、いきがいと捉える方も多いのではないのでしょうか。それぞれの仕事の分担方法は、家族の合意によりますが、人口減少とともにそれぞれの家族の人数が減ることで、今後も負担が増えると危惧されています。これからは私たち一人ひとりが、それぞれの健やかな暮らしに向けて、お互いの身体の特徴を十分に理解し合い、いたわり、思いやり、会話（話・聴）と責任をもって仕事を分担し、行動していくことが肝要です。市民、団体、事業所と行政が協力して、必要な支援や状況に応じた福祉サービス・保健サービス、スポーツ振興等の基盤を充実させ、また、積極的な情報提供を行います。子どもたちのため、家族のため、私たちのためにワーク・ライフ・バランスを実践できる環境を構築していきます。

基本目標Ⅳ 男女共同参画社会へのまちづくり

平成27年の国勢調査によると、仙北市の人口は、27,523人で、うち男性は、12,758人（46.35%）、女性は、14,765人（53.65%）となっています。女性が2,000人以上多い状況ですが、政策・方針決定過程への参画については、今も男女間で不均衡な状況が続いています。将来の仙北市のためにも、参画の機会は全ての人に平等であることを紹介するとともに、目的をもった者が誰でも参加できるといった、開かれたまちづくりを促進していきます。国際社会における男女共同参画の取組を注視しながら、多様な文化を認め合う男女共同参画社会を見据え、交流人口の増加と地域の活性化を図ります。仙北市にずっと住み続けたいと考える方、仙北市に戻りたいと思う方、近い将来居住したいと希望する方が増えるよう、また、働くこと、来訪すること、再訪することが心地よく、且つ安全に配慮された地域を旨とし、もって、「人」に視点をおき、仙北市の将来像を見据えた男女共同参画社会へのまちづくりを進めます。

男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会。

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

仕事は暮らしを支え、生きがいや喜びをもたらすものですが、同時に、家事・育児、近隣との付き合いなどの生活も暮らしに欠かすことができないものであり、その充実があつてこそ、人生の生きがい、喜びは倍増します。しかしながら、現実の社会には、安定した仕事に就けず、経済的に自立することができない、仕事に追われ、心身の疲労から健康を害しかねない、仕事と子育てや老親の介護との両立に悩むなど、仕事と生活の間で問題を抱える人が多く見られます。これらが、働く人々の将来への不安や豊かさが実感できない大きな要因となっており、社会の活力の低下や少子化・人口減少という現象にまで繋がっていると云えます。それを解決する取組として、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現が求められています。

仙北市内事業所がめざす指標

- (1) 秋田県男女イキイキ職場宣言事業所 20件 以上を目標とします。
平成27年度 7件 → 平成32年度 20件以上
 - (2) 市内の事業所（ただし、家族経営による店または目標設定を希望しない従業員数10名未満の事業所は含まない。）のうち女性活躍推進等に関する目標を設定する事業所を20%以上とします
平成28年度 10.3% → 平成32年度 20%
 - (3) (2)の事業所のうち、目標に管理職相当の女性の割合を設定する事業所を20%以上とします。
平成28年度 10.0% → 平成32年度 20%
 - (4) (2)の事業所のうち、目標に男性従業員の育児休業取得率を設定する事業所を30%以上とします。
平成28年度 8.0% → 平成32年度 30%
- この指標は、平成28年度仙北市女性の活躍推進事業協議会が検討しました。仙北市と事業所、団体等は、協力の上、女性の活躍推進を目的とした事業を計画し、実行します。

仙北市がめざす指標（一部）

- (1) 「男は仕事、女は家庭」という意識への反対意見の割合
平成28年度 61.2% → 平成32年度 70%
- (2) 「男女共同参画社会」という用語の周知度 → 平成32年度 100%
- (3) 「ポジティブ・アクション」を知っている割合
平成28年度 16.1% → 平成32年度 30%
- (4) 「ワーク・ライフ・バランス」を知っている割合
平成28年度 34.2% → 平成32年度 50%以上
- (5) 仙北市の審議会等委員に占める女性の割合
平成28年度 18.8% → 平成32年度 30%以上

○ 計画の進行管理

計画の実効性を高めるため、PDCAサイクル「Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）」に基づき、計画的な進行管理に努めます。

仙北市第3次男女共同参画計画

～ともに輝く社会へ認め合い助けよう理解の輪～

平成29年4月 仙北市総務部 企画政策課

秋田県仙北市田沢湖生保内字宮ノ後 30

電話 0187-43-1112 F A X 0187-43-1300

仙北市ホームページ <http://www.city.semboku.akita.jp/>

（行政計画の頁に本計画を掲載しています。）

※ 題字は、仙北市男女共同参画推進委員会が作成しました。